

平成28年9月13日 厚生委員会

市民生活部市民課

議案説明資料

- 1 議案第48号 田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する

条例の一部改正について P 1

議案第48号 田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について

1 改正理由

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 児童扶養手当法施行令第2条の4第3項から第5項までの新設に伴う条例規定の整備。
- (2) 改正条例の施行日 公布の日
- (3) 改正後の条例の適用日 平成28年8月1日

3 改正による影響及び効果

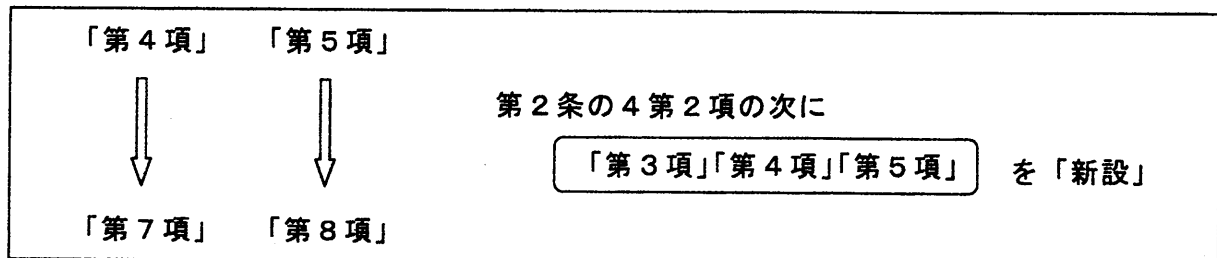
制度内容の変更はなく、今回の改正による市民への影響はない。

4 新旧対照表（別紙1）

5 条例への影響箇所

田川市ひとり親家庭等医療費の支給は、一定の所得を超えると対象から除かれるが、この要件に「児童扶養手当法施行令」の条項を引用している。

今回、同政令が改正され、第2条の4第3項から第5項までが新設されたことに伴い、本条例で引用する条項が以下のとおり繰り下げられている。



○田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年条例第9号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額を超えるとき の当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額を超えるとき の当該父子家庭の父及びその児童</p> <p>(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるものの前年の所得が<u>施行令第2条の4第8項</u>に規定する額を超えるとき の当該父母のない</p>	<p>田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭の母の配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその母と生計を一にするものの前年の所得が<u>施行令第2条の4第5項</u>に規定する額を超えるとき の当該母子家庭の母及びその児童</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 父子家庭の父の配偶者又は民法第877条第1項に定める扶養義務者でその父と生計を一にするものの前年の所得が<u>施行令第2条の4第5項</u>に規定する額を超えるとき の当該父子家庭の父及びその児童</p> <p>(7) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定めるものの前年の所得が<u>施行令第2条の4第5項</u>に規定する額を超えるとき の当該父母のない</p>

新（改正案）

児童

(8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第1号口若しくは二に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号口若しくは二に該当し、かつ、父がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童（以下「父母が死亡した児童等」という。）を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第7項に規定する額を超えるとき
の当該父母が死亡した児童等

(9) 略

3 略

（ひとり親家庭等医療費の支給）

第4条～第14条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田川市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成28年8月1日から適用する。

旧（現行）

児童

(8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項第1号口若しくは二に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号口若しくは二に該当し、かつ、父がない児童又は施行令第2条の3に規定する児童（以下「父母が死亡した児童等」という。）を養育する者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額を超えるとき
の当該父母が死亡した児童等

(9) 略

3 略

（ひとり親家庭等医療費の支給）

第4条～第14条 略